平成２３年（フ）第２０８号
山口県萩市大字土原112番地１
破産者　岩根美惠子
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野917番地
破産者　山本　義範
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第４１号
熊本県玉名郡和水町用木532番地　町営住宅南団地６棟２号、住民票上の住所熊本市西区池田１丁目35番３―308号
破産者　橋本　和宏
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２６２号
長崎県佐世保市鹿子前町761番地　多嘉山アパート201、開始決定時の住所長崎県佐世保市中通町520番地９
破産者　都市表装こと　都市　卓美
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取49番地
破産者　土屋伊豆子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３２２号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―605号、前住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目９番25―502号
破産者　島崎　宇弘
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
奈良県橿原市今井町３丁目７番31号
破産者　ブティック　サン・ムーンこと　大津　和子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６４４号
札幌市東区北24条東18丁目４番13―303号
破産者　加藤　忠洋
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８７号
札幌市西区八軒７条西５丁目１番３号
破産者　西山　静江
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
札幌市白石区東札幌５条３丁目２番12―1101号
破産者　梶原　靖正
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２３号
仙台市太白区東中田６丁目21番17号　ライトコート201
破産者　土肥野素沙奈
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
仙台市泉区南光台２丁目11番36号　コーポ柊202
破産者　佐藤　秀行
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
宮城県多賀城市高崎２丁目20番12号　セゾン高崎201号
破産者　加藤　辰夫
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺森下49番地３
破産者　阿部　伸之
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２３０号
茨城県古河市大山1195番地３
破産者　山川　静義
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５４号
石川県羽咋郡宝達志水町宿チ254番地
破産者　原石油こと　原　　清隆
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１号
石川県鹿島郡中能登町大槻井部15番地
破産者　宮川　正豪（旧名政豪）
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第７号
石川県七尾市能登島向田町120部10番地
破産者　北永　眞治
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１１６号
福井市水切町第35号65番地、開始決定時の住所福井市江上町第50号19番地
破産者　中川　國安
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係